

支給開始年齢の引上げと、受給開始時期の自由選択の意味・違い

1 理解すべき項目

- (1) 「**支給開始年齢**」とは、法律に基づいて計算される **100%の額の年金（減額されない年金）**の支払いを始める年齢であり、我が国では 65 歳である。支給という言葉に表れているように、**支払い側（保険者側）**からみた言葉である。OECD 資料における Normal Pensionable Age に相当する。
- (2) 日本の厚生年金保険も、かつては、55 歳支給開始や 60 歳支給開始の時代があった。現在は、**65 歳支給開始に向けて支給開始年齢の引き上げ途上**にあり、生年月日と男性か女性かによって、支給開始年齢がそれぞれ異なる状況にある。**2031 年度からは男女問わず、支給開始年齢は 65 歳**となる。
- (3) 諸外国では、年金財政を均衡させるための手段として支給開始年齢の引上げが行われている国もあるが、**我が国においては、平成 16 年（2004 年）改正において、マクロ経済スライド調整という、年金額改定のルールに、少子高齢化の進行度合いに応じて年金額を自動調整する仕組みが導入**されている。これにより、**支給開始年齢の引上げという手段によることなく、総年金給付費の自動調整・総収入額との自動均衡が図られる**ようになっている。従って、**我が国においては、諸外国のように、年金財政均衡のために支給開始年齢の更なる引上げを行う必要はなくなっている**。
- (4) 「**受給開始時期**」は、**受け取る側、即ち、国民側の視点に立った言葉**であり、**受給者本人が自由意思で、自ら一定の幅がある期間の中から選んだタイミング**のことを意味する。
- (5) 我が国では現在、60 歳～70 歳までの間の任意のタイミングから年金の「受給」を「開始」することができ、自分で受給の「時期」を**自由選択**できる。
- (6) このように、「**支給開始年齢**」と「**受給開始時期**」は**全く似て非なるものである**。
- (7) 我が国においては、これまで受給開始可能期間は 60 歳～70 歳の 10 年間であったが、**令和 2 年年金制度改革により、令和 4 年 4 月 1 日より、この期間が 60 歳～75 歳に拡充され、受給開始時期の選択肢が増える**。

2 伝える際のポイント

(i) 支給開始年齢とは

公的年金保険では、「**支給開始年齢**」という言葉が使われることがある。この言葉は、「支給開始」と「年齢」に分けて考えることができる。

「**支給開始**」とは、法律に基づいて計算される **100%の額の年金（減額されない年金）**の支払いを始めることを意味し、支給という言葉に表れているように、**支払い側（保険者側）**からみた言葉である。支払う責任を負う者（保険者、厚生年金保険では国）に計算ルールに基づいた **100%の額の年金を支払う義務**を負わせているといえる。反射的に、受給する者（国民）からみれば、100%の額の年金を受け取る権利が付与されているといえる。

この「支給開始」という概念は変えようも、変わりようもないものであり、OECD 資料における Normal Pensionable Age に相当する。

他方で、「**年齢**」は、**政策によって変わりうるもの**（可変）である。

具体で言えば、日本の厚生年金保険も、かつては、55歳支給開始や60歳支給開始の時代があった。現在は、**65歳支給開始に向けて支給開始年齢の引上げ途上**にあり、生年月日と男性か女性かによって、支給開始年齢がそれぞれ異なる状況にある。**2031年度からは男女問わず、支給開始年齢は65歳**となる。

(ii) 支給開始年齢の引上げ

支給開始年齢をより遅い年齢に定め直すことが「**支給開始年齢の引上げ**」であるが、かつての日本がそうであったように、現在でも諸外国の年金制度改革においては、年金財政の改善と将来世代の給付維持のための改革手段として「支給開始年齢の引上げ」が行われることがある。

先ほど整理した「支給開始年齢」の定義に従えば、**支給開始年齢の引上げとは、法律に基づいて計算される100%の額の年金額（減額されない年金額）を受け取れる年齢が引き上げられること**、を意味する。

一般的に、多くの先進国で公的年金制度は世代間での仕送り方式（賦課方式、pay as you go）を取っており、少子高齢化の影響を受けて、少子化による長期的な収入見込み減と、長寿化による受給時期の延伸による給付増から、何らかの改革による年金財政のバランス確保が求められることになる。その際に、長寿化により受給期間が延びることも踏まえれば、この期間を短くし全体の給付減をもたらす財政バランスを取るようになる「支給開始年齢の引上げ」は、年金改革の有力な選択肢となっている。実際、諸外国の中には、日本の支給開始年齢である65歳を越えた年齢に支給開始年齢を引き上げたり、今後、引上げを計画していたりする国もある。

他方で、国民側に立ってみると、公的年金の支給開始年齢に合わせて定年退職し、そこから年金生活に入ろうとライフプランを立てていたとすると、支給開始年齢の引上げは、強制的に定年延長をされているに等しく感じられる。即ち、国家から、長く働くことを強要され、自身の自由意思による引退の権利を奪われたような気持ちになることは想像に難くない。

実際、日本の65歳より支給開始年齢を引き上げようとした国はもとより、支給開始年齢が日本よりずっと若く、それを少し引き上げようとした国にあっても、支給開始年齢の引上げは政権の基盤を揺るがすほどの強い国民からの反発に遭っている。日本でも、過去二回（平成6年、平成12年）の支給開始年齢引上げの議論は、世論の激しい反発の中進められた。

我が国においては、平成16年（2004年）改正において、マクロ経済スライド調整という、年金額改定のルールに、少子高齢化の進行度合いに応じて年金額を自動調整する仕組みが導入されている。これにより、支給開始年齢の引上げという手段によることなく、総年金給付費の自動調整・総収入額との自動均衡が図られるようになっている。

したがって、我が国においては、諸外国のように、年金財政均衡のために支給開始年齢の更なる引上げを行う必要はなくなっている。

年金制度における「支給開始年齢」「受給開始可能期間」「受給開始時期」の整理

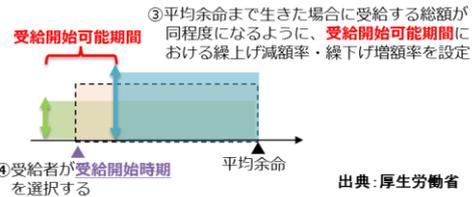
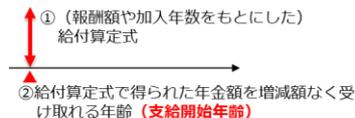
- 多くの公的年金が採用する確定給付型(DB)においては、報酬額や加入年数をもとに給付額を定義する算定式があり、その算定式により求められる給付額を受け取ることのできる年齢が定められている。これが一般的に年金の「**支給開始年齢**」と呼ばれるものである。
- OECDの“Pensions at a Glance”では、“the standard pension-eligibility age”（2011年版、2013年版），“the normal pension age”（2015年版、2017年版）などの語を用いて、この「**支給開始年齢**」を表記している。
- その上で、多くの国では、「**支給開始年齢**」の前後に、実際に年金を受け取り始めることのできる期間を定めている（「**受給開始可能期間**」）。この場合、平均余命までの期間における給付総額と財政中立的になるように、増額（「**支給開始年齢**」より遅く受給を始める場合）又は減額（「**支給開始年齢**」より早く受給を始める場合）される。
- 年金制度においては、この2つの要素が制度的に定められている。
（概念上の拠出建て方式（NDC）を採用している公的年金では、拠出総額と仮想運用益により給付額が算出されるため、確定給付型のような「**支給開始年齢**」という概念は存在しない。）

この資料では、以下のように整理する。

- 制度上定められているもの
 - 「**支給開始年齢**」 = 給付算定式で得られた額を増減額なく受け取ることができる年齢
 - 「**受給開始可能期間**」 = 「**支給開始年齢**」の前後の、実際に年金を受け取り始めることのできる期間
- 個人で選択するもの
 - 「**受給開始時期**」 = 「**受給開始可能期間**」の中から、受給者本人が年金（選択した時期により増減額あり）をいつから受給するか選択する時期

【確定給付型】

制度が2つの要素を定める



出典：厚生労働省

(iii) 受給開始時期とは

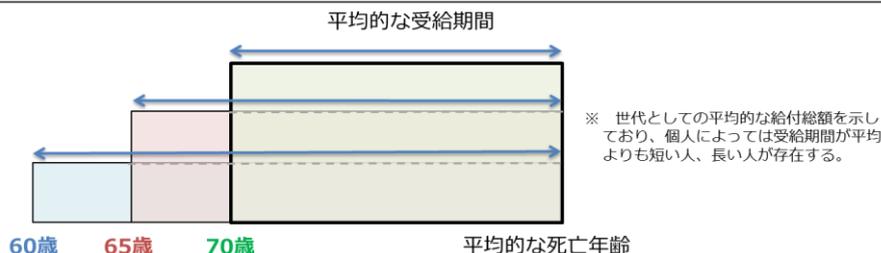
「**受給開始時期**」は、「支給開始」と「時期」に分けられる言葉である。この「支給開始」が「支給」と、支払う側からの言葉であったのに対し、「受給開始」は、「受給」と、**受け取る側、即ち、国民側の視点に立った言葉**である。

支給開始年齢は、支払う側に、約束通りの100%の年金額を支払うことを義務付ける「年齢」のことであった。これは、支払う側に選択の余地を与えず、一定の客観的要件、即ち年齢の到達という、生きていれば誰にでも到来する事実をもって、支払いの義務が発生するという性格のものである。

他方で、受給開始に使われている「**時期**」とは**一定の幅がある期間の中から選ばれた一つのタイミング**のことであり、**年齢のように予め決められた一時点のことではない**。つまり、**受給開始時期とは、受給者本人が自由意思で、自ら一定の幅がある期間の中から選んだタイミング**のことを意味する。具体的には、我が国では現在、60歳～70歳までの間の任意のタイミングから年金の「受給」を「開始」することができる。自分で受給の「時期」を**自由選択できる**訳である。

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)について(現行)

- ・ 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
※繰下げについては、66歳到達以降でしか選択することができない。
- ・ 65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額は減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額は増額(最大42%増額)となる。
- ・ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。



(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率
減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。
・ 繰上げ減額率 = 0.5% × 繰上げた月数 (60歳～64歳)
・ 繰下げ増額率 = 0.7% × 繰下げた月数 (66歳～70歳)

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	-	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

出典:厚生労働省

このように理解できれば、「**支給開始年齢**」と「**受給開始時期**」は**全く似て非なるものであることは明らか**であろう。

26 支給開始年齢の引上げと、受給開始時期の自由選択の意味・違い

(注) 受給者の立場からみて、60歳～70歳の範囲で、自分で自由に「受給」する「年齢」を決められるという意味で、65歳の「支給開始年齢」と区別するために、「受給開始年齢」という用語が使われた時期があった。ところが、マスコミ等において「支給開始年齢」と「受給開始年齢」を分別せず、同じ意味で使う誤用が蔓延したため、平成30年11月2日第6回社会保障審議会年金部会において、「受給開始年齢」という用語は今後使わず、「受給開始時期」という用語にすることとされた。

この60歳～70歳の受給開始を選べる期間のことを「受給開始可能期間」といい、先進国で社会保険制度を採用している場合には、支給開始年齢に加えて受給開始可能期間を定めていることが多い。

受給開始時期は個人で自由に選べるものであるため、そこに選択上の有利不利があってはならない。従って、早期受給の場合にはそれに見合った減額が行われ、遅くに受給する場合にはそれに見合った増額が行われる。年金財政に対し中立的に増減率を定めることにより、選択を歪めず、他の受給者に迷惑をかけない制度設計がされている。

なお、我が国においては、これまで受給開始可能期間は60歳～70歳の10年間であったが、令和2年年金制度改革により、令和4年4月1日より、この期間が60歳～75歳に拡充され、受給開始時期の選択肢が増えることになる。

(iv) 支給開始年齢の引上げとマクロ経済スライドの関係

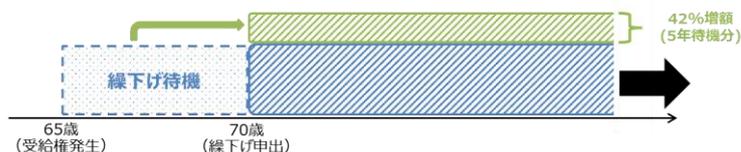
いま、制度の詳細を捨象したうえで、**支給開始年齢の引上げとマクロ経済スライドの関係を描けば次のようになる。**

26 支給開始年齢の引上げと、受給開始時期の自由選択の意味・違い

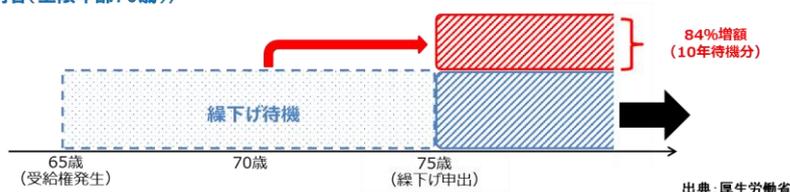
繰下げ受給の上限年齢の引上げ

- 繰下げ受給の上限年齢を現行70歳から75歳に引き上げる。
- これにより、年金の受給開始時期は60歳から75歳の間で選択可能となる。

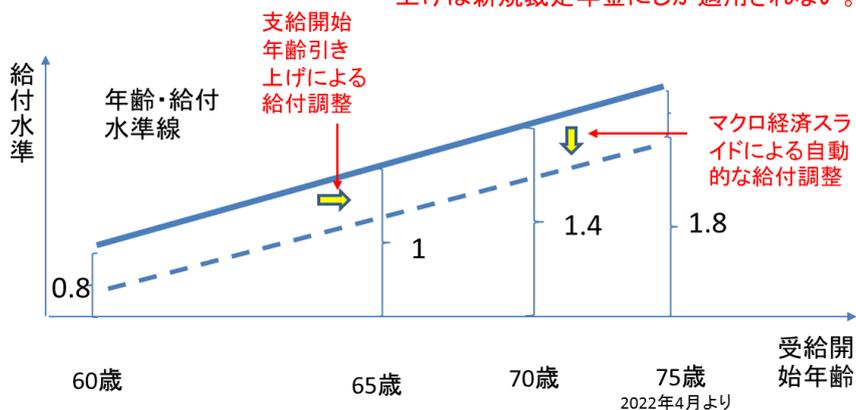
〈現行(上限年齢70歳)〉



〈見直し内容(上限年齢75歳)〉



マクロ経済スライドは、新規裁定年金にも既裁定年金にも適用され、支給開始年齢引き上げは新規裁定年金にしか適用されない。

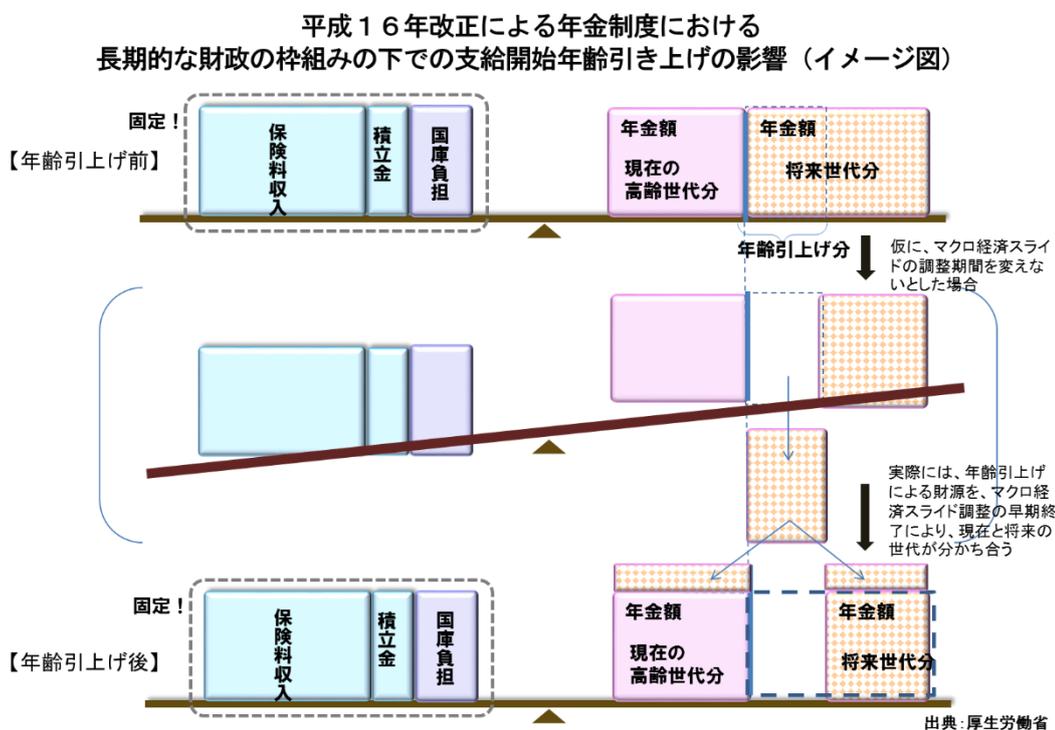


注) 65歳基準の繰り上げ減額率は(現行0.5%、2022年4月より) 0.4%/月、繰り下げ増額率は0.7%/月であるため、60歳を1とすると65歳で約1.3倍、70歳約1.8倍、75歳2.3倍となる。

出典：慶應大学商学部権丈善一教授

ここに描いた**年齢・給付水準線を下方にシフトさせるのが、マクロ経済スライド**であり、**年齢・給付水準線を右にシフトさせるのが、いわゆる「支給開始年齢の引き上げ」**になる。**支給開始年齢の引き上げについては、65歳**

を66歳にするという表現をすることになるのだが、その際には、繰下げ受給を決めて67歳から受給しようと思っていた給付額を68歳で受給するということになる。つまり、割増がない分、年金給付額の実質的な引下げと同じことになる。そうすると、年齢・給付水準線を、下方にシフトしたり、右方向にシフトしたりしても、実質同じになるのかというと、まったくそうではない。ここにも書いているように、「マクロ経済スライドは、新規裁定年金にも既裁定年金にも適用され、支給開始年齢引上げは新規裁定年金にしか適用されない」。これは決定的な違いを生む。



この図は、いわゆる**支給開始年齢の引上げが年金財政に与える影響**を描いたものである。平成16年、つまり2004年年金改革によって、この天秤の図の左側の保険料収入、積立金、国庫負担と右側の年金額はバランスがとれるようになった。ここで、**右側の年金給付は、現在の高齢者世代分と将来世代分に分けることができる**。支給開始年齢の引上げは、新規裁定者、つまり、いま法律が決まると、それから先に年金を新しく受け取り始める、**将来世代の人たちにしか適用できない**。支給開始年齢の引上げは、**将来世代の人たちの年金給付額を浮かせることになる**。ところが、この浮いた給付額を、**現在の高齢者と将来の年金受給者で分け合うことになってしまう**。日本の公的年金が抱える問題というのは、**将来世代の人たちの給付水準をいかに引き上げるか**ということである。**その目的に、いわゆる支給開始年齢の引上げ**

26 支給開始年齢の引上げと、受給開始時期の自由選択の意味・違い

は則しておらず、この目的に適した方法として、マクロ経済スライドの順調な適用が期待されているのである。

3 振り返り

- (1) **支給開始年齢**とは何か。何のために設けられているのか。
- (2) **支給開始年齢の引上げ**は何を目的とされてきたか。何故我が国では諸外国と違って支給開始年齢を引き上げる必用がないのか。
- (3) **受給開始時期**とは何か。
- (4) **支給開始年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大**は何が違うのか。